酒類
酒母
販売業開始(異動)申告書

	もろ	販売 み	莱 開始			
収受印	ر· ن 				整理番号	*
平成 年 月 日		(住所) 〒	=			(電話)
	申					局
	告					番
		(氏名又は	は名称及び代表	者氏名)		
税務署長 展	者					(
	Z					(H)
酒税法第47条第1項・第3項 製造を休止する(申告事項に異動が生じた)のでの規定により、						
酒税法施行令第 53 条第 4 項・第 54 条 販売業を開始(休止)したので						
下記のとおり申告します。						
			記			
			н			
製造場 (販売場) の 所 在 地						
休止(開始)する						
酒類等及び業態						
休止する期間又は						
開 始 期 日						
休 止 の 理 由						
 摘 要						
女						

酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始(異動) 申告書の記載要領

- 1 この申告書は、次のいずれかに該当する場合に使用してください。
- (1) 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、酒類の種類・品目、酒母、もろみの区分ごとに一年以上製造を休止しようとするとき。
- (2) (1)の申告をした製造者が申告した事項につき異動が生じたとき。
- (3) 酒類販売業者が、その販売業を休止したとき又は休止後再び営業を開始したとき。
- (4) 酒類販売(媒介)業者が、その販売施設・設備等を取得し、販売(媒介)業を開始したとき。
- 2 酒類、酒母、もろみ、製造、販売業、休止及び開始のうち不要の文字を二重線で抹消してください。
- 3 販売施設・設備等を取得し、販売(媒介)業を開始した者は、「休止する期間又は開始期日」欄に、免許取 得年月日を記載してください。
- 4 「整理番号」欄は記載しないでください。